

白山市男女共同参画推進条例の概要

男女共同参画を 考えてみませんか？

我が国では、日本国憲法、男女共同参画社会基本法などによって、男女の性別に関係なく、その個性と能力が十分発揮できる社会の実現を掲げて、様々な取り組みが行われています。

しかし日常生活上、性別による固定的役割分担意識に根ざす制度や社会慣行がまだに残っていることから、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる活動に参画できる機会を確保する必要があります。

●市の責務(第6条)

- ①男女共同参画推進施策を策定し、総合的、計画的に実施します
- ②男女共同参画に関する市民の皆さん、事業者等の皆さんの活動を支援します
- ③市民の皆さん、事業者等の皆さんを始め、国県と連携して男女共同参画の推進に取り組みます

●市民の皆さんの責務(第7条)

- ①男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域などでの活動において男女共同参画の推進に努めます
- ②自らが主体的に行う地域活動において、男女が平等に参画できる環境の整備に努めます
- ③市が行う男女共同参画推進施策に協力します

●事業者等の皆さんの責務(第8条)

- ①事業活動の中で男女共同参画の推進に努めます
- ②市が行う男女共同参画推進施策に協力します

●条例の目的(第1条)

市、市民の皆さん、事業者等の皆さんが協働して、総合的、計画的に男女共同参画を推進するものです。

基本理念(第3条)

- ①家庭生活における活動と他の活動の両立
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④男女の人権の尊重
- ⑤国際社会との連携及び協調

責 務

市
(第6条)

市民
(第7条)

事業者等
(第8条)

苦情処理委員
(第17条)

男女共同参画推進に関する苦情を調査、
処理

男女共同参画
審議会(第21条)

男女共同参画推進の施策
などの審議、男女共同
参画行動計画の
策定など

協
働

男女共同参画社会を実現



●男女共同参画行動計画(第9条)

男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するための計画です。
条例の制定に先駆けて、平成19年3月に「男女共同参画行動計画 白山21」を策定、28年度までの10年間を計画期間としています。

連
携

●市が行う基本的施策 (第9条～第16条、第18条～第20条)

- ①男女共同参画行動計画の策定、見直しを行います
- ②男女共同参画推進施策の積極的な推進のため、必要な体制を整備します
- ③男女共同参画推進施策の策定、又はその効果的実施のための調査研究を行います
- ④広報などによる啓発活動を積極的に行います
- ⑤学校教育、社会教育その他の教育において必要な措置を講じます
- ⑥毎年度、男女共同参画推進施策の実施状況を公表します
- ⑦性別による権利侵害に関する相談の体制を整備します
- ⑧セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等性別による権利侵害を防止し、かつ被害者への必要な支援を行います
- ⑨市の附属機関(審議会など)の委員の男女均衡を図ります

●性別による権利侵害 をしない!(第4条)

- ①性別を理由とする差別的取扱い
- ②セクシュアル・ハラスメント
- ③ドメスティック・バイオレンス

●提供する情報への 配慮についての お願い(第5条)

性別による役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長する表現その他過度な性的表現を用いないでください。